

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

背景 今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や我が国金融・資本市場において見られた問題等

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資家等の保護を確保する

我が国決済システムの強靱化
—我が国における危機の伝播の抑止等—

金融商品取引業者等への適切な規制・監督の確保

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

○店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

- 清算機関に関する基盤強化を図った上で、一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け
 - ※ 取引規模の大きいデリバティブ取引（現時点においては、具体的には、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型）を清算機関に集中
 - ※ 我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引（具体的には、クレジット・デフォルト・スワップ）のうち、我が国における取引規模が一定程度に達しているもの（現時点ではiTraxx Japan）を国内清算機関に集中

○取引情報保存・報告制度の創設

- 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
- 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関（取引情報蓄積機関）による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

その他投資家保護のための措置

- 破産手続開始の原因となる事実がある場合、金融商品取引業者全般に対し、当局による破産手続開始の申立てを可能にする
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備

グループ規制・監督の強化

○証券会社の連結規制・監督の導入等

- 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴取・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 親会社に対する行政処分を可能にする
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴取・検査等
- 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者（第一種・投資運用）の主要株主（20%以上の議決権保有）のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする

○保険会社の連結財務規制の導入

- 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入